

自動運転バスの営業化に向けた事業推進支援業務委託  
募集要項（公募型プロポーザル）

## 1 案件名称

自動運転バスの営業化に向けた事業推進支援業務委託  
（以下、「本業務委託」という。）

## 2 業務内容に関する事項

### （1）事業目的と概要

大阪市高速電気軌道株式会社（以下「当社」という）では、地下鉄沿線の公道において、2020年度から自動運転によるバス（レベル3以上、レベル4も視野に入れる）の営業運転を実施するために必要な条件や課題をすべて整理したうえで、それらをクリアするために、自治体や行政機関との調整を行い、実現可能な具体的解決策をスケジュールと合わせて示すとともに、事業としてスタートできるよう具体策の作成を行うものである。

検討の前提として、自動運転バスの運行管理は当社が実施するものとし、自動運転バスに必要な技術開発、機器装備、料金收受システムなどの機能が提供可能なメーカー等を過不足なく網羅して、一括して検討できる会議体を組成し、検討体制を整えるものとする。また、この会議で抽出される課題をとりまとめ、課題の解決に向けた具体的な案を会議体で提示して解決可能な具体策を提案、最終案作成まで調整する役割を担うものである。

また、営業運転に向けて抽出された課題を検証するために必要な公道での実証実験の具体的な計画書を会議体での議論を踏まえて作成するものとする。

以上より、受注者の持つノウハウや幅広い知識、専門性を活用するため、企画提案を募集する。

### （2）業務内容は以下のとおりとする。

- ア 自動運転バスの国内外での法整備状況、実証実験実施状況等の最新情報収集と整理
- ・法が未整備の状況で、実証実験等により公道を走行するための条件や必要な行政手続等の網羅的な把握と整理
  - ・自動運転システムの仕組みの整理（空間認識の方法や信号等地上施設、衛星の活用 of 必要の有無等）、全体把握と技術・サービスの実証実験に関連する最新情報の提供

イ 当社の自動運転バス導入方針の作成

- ・交通、まちづくりなど幅広い観点から2024年に自動運転を通じて実現する当社のめざすべき姿の導出支援

本支援においては、まちづくりと地域の交通サービスのあり方を検討するため、鉄道会社各社、物流会社各社、不動産開発会社各社等の類似産業に加え、自動車・自動車部品製造会社等関連産業における事業戦略の動向分析も求めることとする。

- ・上記の意義付けを踏まえた全社的自動運転バス事業推進体制の構築に向けた支援、運営方針の策定支援、導入路線計画の策定支援、事業性の検証、経営管理指標の策定、及び

これらを目的とする社内意見調整の補助

- ・導入路線の方向性及び想定路線の設定のため関連する題材の提供

ウ 自動運転事業者等とのマッチング、調整業務

- ・前項により導出される、当社の自動運転バス導入方針を踏まえ、実走行における課題を抽出して具体的な解決策を導き出すための自動運転事業者等を含む推進体制案の提示と会議体の構築
- ・自動運転バスを導入するために必要な関係者、有識者等の招聘案の提示と参画依頼
- ・自動運転バス事業の実現に資する技術・サービスを有する自動運転事業者等への提案の働きかけ、自動車産業、鉄道産業、情報通信産業等、幅広い産業的見地からの事業者評価手法の助言
- ・今後の自動運転バス営業開始を見据えた連携体制の具体化に向けた提案
- ・会議体において提示された実務的課題に対する、具体的な解決案の練り上げ、並びに自動運転バス導入方針への反映
- ・受注者には資格要件の一つとして公正中立性を求める。従って当該自動運転事業者等とのマッチング、調整業務を遂行するに際しては中立性に留意の上、自社の幅広い顧客基盤や取引実績を活用しながらも、特定の取引関係に依拠しないよう努めること。

加えて自らが自動運転事業者等と継続的、安定的な関係性を構築しながら業務を遂行するよう努めること。

エ 2020年度の自動運転バスの営業開始に向けた課題整理及びその課題解決案の作成

- ・2020年度から自動運転バスを営業開始するために必要な課題の網羅的、詳細な洗い出し、整理
- ・整理された課題解決の進め方の提案、及び実行案の作成

オ 上記課題解決のための大阪市域（周辺域含む）での公道での実証実験の企画策定補助・調整

- ・大阪市や大阪府、交通管理者及び道路管理者との調整に資する協議資料作成（以下、「試運転計画素案」という。）及び協議を踏まえた資料の修正
- ・公道での実証実験の体制整備、関連許認可事項の整理

カ 2020年度の営業開始及び2024年度までの営業拡大に向けたロードマップ作成

- ・より具体的に提案（※2019年3月末までの遂行状況に照らして、関係当事者の役割を具体的に記載し、落とし込んだ適切なロードマップの提示）

キ 自動運転事業者、バス事業者、関係行政機関等が参加する会議体の運営補助

- ・自動運転バスの実現に向けた解決策の提案まで導くために必要なメンバーの招集、会議の円滑な運営のためのファシリテーター業務、会議運営に必要な資料作成
- ・会議は概ね毎月1回程度実施（会議体は大阪にて開催するものとする。また主として交通、自動車業界や情報通信業界等必要となる産業知見を有する専門家もしくは専門組織からの参加により運営されるプロジェクトボードにより本プロジェクトの進捗を管理することを要件とする。）

### (3) 事業規模

金64,800千円（消費税及び地方消費税を含む）

#### (4) 契約期間

契約締結日 ～ 2019年6月28日

ただし、試運転計画素案策定については、2019年3月末日までに成果を納入すること。

#### (5) 納品場所

大阪市高速電気軌道株式会社鉄道事業本部統括部交通企画課

#### (6) 費用

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、当社は、契約金額以外の費用を負担しない。

### 3 契約に関する事項

#### (1) 契約の方法

当社契約管理規則に基づき、委託契約を締結する。契約内容は当社と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、当社競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、当社が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

#### (2) 委託料の支払い

業務完了後、当社の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

#### (3) 契約書案

別紙1のとおり

#### (4) 再委託について

ア 契約書案第15条第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

エ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、当社競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

#### (5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

#### 4 応募資格、必要な資格・許認可等

(1) 次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- ① 本業務の実施にあたっては、公正中立性を求めることから、自動車若しくは自動車の部品の製造、改造、整備又は販売の事業を営む者ではないこと。
- ② 企画提案時から契約締結時の間において、当社競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続申立てがなされていない者。
- ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始申立てがなされていない者。
- ⑤ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

(2) コンソーシアム（当該業務を共同して行うことを目的として複数の事業者により構成された組織をいう。以下同じ。）での参加を希望する場合は、構成員間で協定を締結していることとし、上記（1）の要件をすべての構成員が満たしていること。

(3) 過去 5 年以内において以下いずれかの受注実績を有するもの。なお、コンソーシアムとして参加する場合は、その中の構成員のうち一部が同実績を有すること。

- ① 国・地方自治体またはその関連する法人に対し、その政策目的や事業目的の遂行の為に策定する自動運転事業の計画立案に関する支援業務
- ② 鉄道事業者または旅客自動車運送事業者に対し、その事業目的の遂行の為に策定する自動運転事業の計画立案に関する支援業務

#### 5 スケジュール

・ 公募開始	2018 年 9 月 13 日
・ 参加申請関係書類の提出期限	2018 年 9 月 19 日
・ 参加資格決定通知	2018 年 9 月 20 日
・ 質問受付締切	2018 年 9 月 25 日
・ 質問に対する回答	2018 年 9 月 28 日
・ 企画提案書の提出期限	2018 年 10 月 5 日
・ プレゼンテーションの実施	2018 年 10 月中旬予定
・ 審査結果通知	2018 年 10 月中旬予定
・ 契約締結・事業開始	2018 年 10 月中旬予定
・ 事業完了	2019 年 6 月 28 日

#### 6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間 2018 年 9 月 13 日から 2018 年 9 月 19 日 17 時まで

イ 提出書類

- ① 公募型プロポーザル参加申込書 (様式第 1 号)
- ② 業務実績調書 (様式第 2 号)

③ コンソーシアム協定書の写し  
(コンソーシアムとして提案する場合) (様式第3号)

④ コンソーシアム届出書兼委任状  
(コンソーシアムとして提案する場合) (様式第4号)

※②には、参加資格を証する契約関係書類の写しを添付すること。

※③はコンソーシアムの構成員となるすべての事業者の役割分担が明確に記載されていること。

ウ 提出部数 各1部

エ 提出場所 大阪市高速電気軌道株式会社鉄道事業本部統括部交通企画課

オ 参加資格決定通知 2018年9月20日に参加申込者(様式第1号に記載の連絡先)へ通知する

## (2) 質問の受付

ア 受付期間 2018年9月20日から2018年9月25日17時まで

イ 提出方法 「質問書(様式第5号)」に記載し、当社鉄道事業本部統括部交通企画課までファックスで送信(ファックス番号06-6585-6490)すること(電話による質問は不可とする)

また、ファックス送信後、当社の担当者に電話で到着確認すること

ウ 回答 2018年9月28日にすべての参加資格決定者に対して、公募型プロポーザル参加申込書(様式第1号)に記載されたメールアドレスへ回答する。

## (3) 企画提案書の提出

ア 企画提案書は、A4版とし、自由様式とする。

イ 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。

- ① 本業務に対する基本的な考え方、実施方針
- ② 2020年の自動運転バス営業化に向けての課題整理におけるポイント
- ③ 上記課題解決策の方向性
- ④ 現時点で想定する自動運転事業者等関係者の提案
- ⑤ 本業務にかかる実施・支援体制
- ⑥ 全体スケジュール
- ⑦ 類似業務の過去実績
- ⑧ 提案見積と積算根拠

ウ 受付期間 2018年9月20日から2018年10月5日17時まで

エ 提出部数 正本1部 副本6部

※副本には、事業者名及び事業者名が推定できる内容(商号、代表者氏名など)について、マスキング(匿名化)処理を行うこと。

※企画提案書副本と同様に、事業者名などをマスキング処理した上、PDF形式でCD-Rで1部提出すること。

オ 提出場所 大阪市高速電気軌道株式会社鉄道事業本部統括部交通企画課

※持参または、配達当社で記録できる方法で送付すること

## 7 選定に関する事項

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

### (1) 選定基準

評価項目	評価内容	配点
事業実施計画	・事業の目的が正しく理解された提案内容になっているか	10
	・実施手順やスケジュールが妥当か	10
実務能力	・企画提案書②、③の着眼点が的確かどうか	15
	・企画提案書②、③の提案の実現性、合理性が高いか	15
	・自動運転バスに関する研究・検討実績を踏まえ、本業務の遂行能力を有しているかどうか	10
業務実施体制	・実施、支援体制が確保されているか	10
総合評価	・業務遂行にあたっての総合的な視点、姿勢	20
積算点	・費用積算根拠の妥当性	10
合計		100

### (2) 選定方法

- ア 選定にかかる審査を、当社審査委員会設置要綱により組織された審査委員会が行う。
- イ プレゼンテーションの実施について、開催予定日は2018年10月中旬を予定しており、日程、時間、場所、その他詳細については後日通知するものとする。
- ウ 提出された資料及びプレゼンテーション結果に基づき、(1)の選定基準評価項目について点数制で審査し、委員の合計点が最も高い提案者を事業予定者（契約候補者）に選定する。なお、合計点が最も高い事業者が複数となる場合は、事業実施計画、総合評価、の順で得点が高い提案者を事業予定者（契約候補者）に選定する。

### (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

### (4) 審査結果通知

審査結果は、2018年10月中旬（予定）にすべての提案者に対して、公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号）に記載されたメールアドレスへ送信する。

## 8 その他

### (1) 企画提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- イ すべての提出物は返却しない。
- ウ 提出された提出物は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。
- エ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- オ 参加申請後に当社競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の本公募型プロポーザル参加は無効とする。

### (2) 提出先、問い合わせ先

〒550-8552

大阪市西区九条南1丁目12番62号

大阪市高速電気軌道株式会社

担当：鉄道事業本部統括部交通企画課

電話 (06)6585-6169

FAX (06)6585-6490